

右の者からの付審判請求事件について、昭和五八年七月一九日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたが、右申立は、原決定に対する不服を内容とするものでないから、不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五八年九月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次